

## 富津市基幹相談支援センター ほうきぼし 事業実施計画

業務内容	<p>(1) 障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援</p> <p>ア 障がい児者（疑いを含む）に対し、相談等の業務を総合的に行う。</p> <p>イ 障害福祉サービス等の利用だけでは解決できない課題を抱える障がい者等あるいは福祉による支援に繋がっていない障がい者等について、本人並びにその保護者等に対し、関係機関と連携した対応や同行支援等を行う。</p>
実施計画 (具体的な取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的及び専門的な相談内容に対応するため、社会福祉領域と隣接領域の専門職 4 名（社会福祉士・精神保健福祉士 2 名・作業療法士）で対応する。</li> <li>・市ケースワーカー（身体、知的、精神）との打ち合わせの機会を概ね月 1 回開催し、連携・進捗についての情報共有を行う。</li> <li>・訪問業務と相談室業務を同時に確実に行えるよう、職員配置をシフト化し、日中の平日は、常に 3 人が勤務している体制を確保する。</li> </ul>

担当：滝瀬

業務内容	<p>(2) 相談支援事業者に対する指導及び助言並びに人材育成の支援等による地域の相談支援体制の強化の取組</p> <p>ア 地域の相談支援事業者に対する専門的な助言及び指導を行う。</p> <p>イ 地域の相談支援事業者の人材育成を支援するため、事例検討会や研修会等を開催する。</p>
実施計画 (具体的な取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内各事業所を訪問し（年 2 回）、各事業所の課題・工夫について把握する。合わせて、個別ケース・連携ケース等に対し個別に指導の機会を設ける。</li> <li>・相談支援事業所連絡会の在り方について参加者にアンケートを行い、相談支援専門員等の二ードを確認し、連絡会運営を見直す。</li> </ul>

担当：大森

業務内容	<p>(3) 障がい者支援施設、精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組</p> <p>ア 障がい者支援施設及び精神科病院に入所・入院している障がい者等の地域移行へ向けた普及啓発活動及び支援を行う。</p> <p>イ 障がい者の地域生活を支えるため地域の社会資源の状況を把握し、相談支援機関等との連携体制を構築する。</p>
実施計画 (具体的な取組)	<p>・いきいきふっつ障がい者プランの成果目標「(1) 施設入所者の地域生活への移行」「(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に連動し、市と協議しながらプランの成果目標の達成にむけて活動する。</p> <p>・一般相談支援事業(地域移行・地域定着)を展開する事業所として、必要に応じ具体的にケース対応を行う。</p>

担当：南雲

業務内容	<p>(4) 障がい者の権利擁護及び虐待の防止に関すること</p> <p>ア 障がいに対する理解を深めるための普及啓発活動を行う。</p> <p>イ 障がいを理由とする差別及び障がい者虐待が疑われる場合には関係機関との連絡・調整を行うほか、障がい者等の権利擁護に関し必要な援助を行う。</p>
実施計画 (具体的な取組)	<p>・成年後見 福祉の窓口課、社会福祉協議会と協働しケースに当たり、成年後見制度利用支援事業等の活用も視野にいれた支援の組み立てを行う。</p> <p>・虐待防止 富津市障害者総合支援協議会権利擁護部会、富津市要保護児童対策地域協議会等への参画を引き続き行うとともに、予防についての普及啓発のために年度内に研修を企画する。</p> <p>直接対応が必要な事案については、福祉の窓口課の指示のもとケースワーカーと協働して対応に当たる。</p>

担当：南雲

業務内容	<p>(5) 地域生活支援拠点事業に関すること</p> <p>ア 地域生活支援拠点事業における中核的な機関としてのコーディネーターの役割を担う。</p> <p>イ 地域生活支援拠点における相談業務に関し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。</p>
実施計画 (具体的な取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきふっつ障がい者プランの成果目標「(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」に連動し、相談支援事業所連絡会を通じ要対応世帯の把握についてリスト化する。</li> <li>・社会福祉協議会、地域包括支援センター等との定期的連絡の場を構築し、要対応世帯のリスト化を補足する。</li> <li>・障害の特性に起因して生じた緊急の事態等については、職員の24時間の連絡体制を確保し、コーディネートするとともに、事業所、法人の機能を利用し具体的に対応する。</li> </ul>

担当：大森

業務内容	<p>(6) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関すること</p>
実施計画 (具体的な取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアのニーズを持つ児童の把握と、地域の医療体制の状況の確認等を行い、市と協働で、協議の場の構築に向けて活動する。</li> </ul>

担当：鈴木

業務内容	<p>(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場に関すること</p>
実施計画 (具体的な取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいきふっつ障がい者プランの成果目標「(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に連動し、圏域他2市や、地域の精神科医療体制の状況の確認等を市と協働で行い、協議の場の運営に向けて活動する。</li> </ul>

担当：南雲

業務内容	(8) 法第77条第1項第3号に規定する事業 職員のうち1名をこの事業の専従として配置する。
実施計画 (具体的な取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者手帳、各種受給者証等を所持していない者への支援を想定し、基幹相談支援センター事業専門職配置4名の内、専属の職員を1名配置する(社会福祉士)。</li> <li>・市ケースワーカー(身体、知的、精神)との打ち合わせの機会を概ね月1回開催し、連携・進捗についての情報共有を行う。</li> </ul>

担当：滝瀬

業務内容	(9) 前各号に掲げるもののほか、業務の実施に付随すること
実施計画 (具体的な取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富津市障害者総合支援協議会を市と協働で推進する(一部事務局)。 <b>(大森・南雲)</b></li> <li>・障害児等療育支援事業(県委託)を活用し、主に保育所・小学校等への訪問支援を通じ、引き続き療育支援に掛かる分野を支える。 <b>(滝瀬・鈴木)</b></li> <li>・障がい児者を取り巻く防災体制の強化に関する事項について、関係各署との検討の機会を設ける(例：令和元年房総半島台風)。 <b>(大森・南雲)</b></li> </ul>

とりまとめ：大森